

美瑛町自治基本条例について

～まちづくりの主役は～
～そのあなた～



①自治基本条例はなぜつくられた？

②そもそも自治って何？

③条例ができるとうなる？

自治基本条例って難しそう



私たちに何か関係あるの？

① 自治基本条例はなぜつくられた？

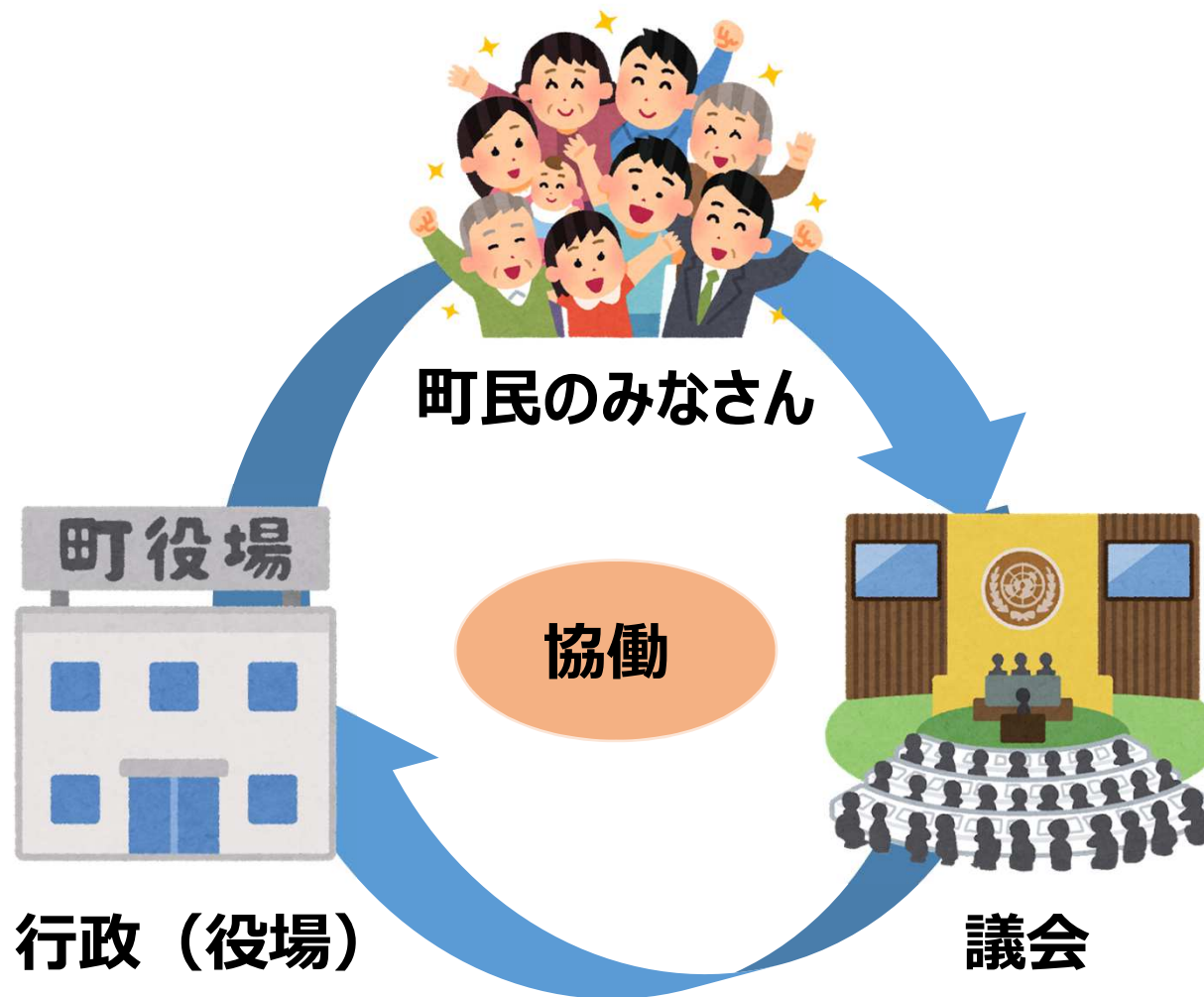


町の思い・・・

議会や行政のみでまちづくりをするのではなく町民のみなさんと協力し、一緒にまちづくりをしたい。



町民のみなさん、議会、行政がそれぞれの役割を果たし、“**町民主体の自治を推進**”するための具体的かつ**基本的なルール**が必要！



3者で共に協力し合って、まちづくりをしよう！



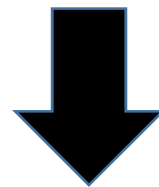
②そもそも自治って何？

自治とは自分たちの地域のことは
“自分たち”で考えて、決めて、行動することです。

→**“自分たち”**が住む町のことは**“自分たち”**でやろう！
(役場ではなく、我々が**“町の主役”**だ！という考え)

③ 条例ができるとうなる？

自治基本条例は美瑛町を住み良いまちにしようという
共通の目的をもって行動するための**基本的なルール**



みんなでルールを共有すると・・・

ルールを踏まえて、町民主体のまちづくりを実践すること
で地域の課題解決につながり、「**住み良いまち美瑛**」
が実現！

**美瑛町自治基本条例は
未来の美瑛町のために必要なもの**

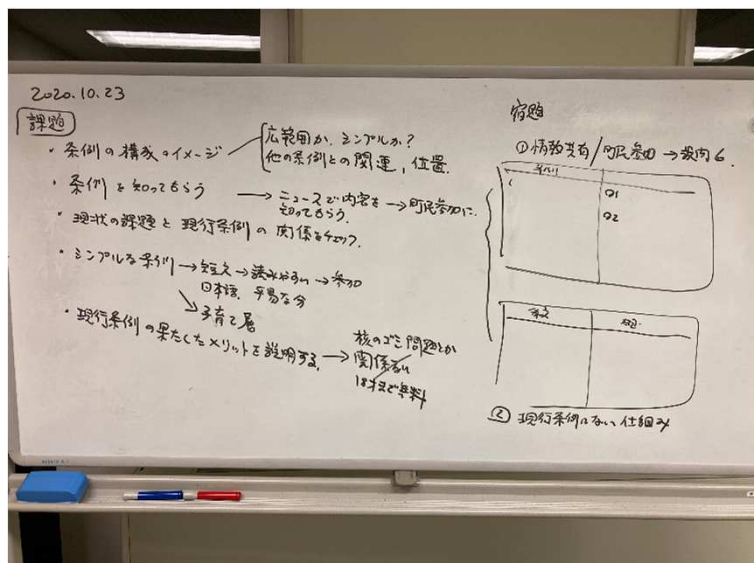
条例って町で作ったんじゃないや・・・

町民が主体になる自治のために・・・

自治基本条例策定専門部会を設置



条例について勉強し、意見交換を行い、町民主体の自治についてみんなで考えた！



専門部会での協議を重ねてついに・・・

美瑛町自治基本条例の 原案が完成



町長へ原案を提出し、町民コメントで町民の皆さんの意見を伺い、令和5年2月に議会で議決されました。

美瑛町自治基本条例の構成

町の理念

前文

第1章 総則

- ①目的 ②用語の定義 ③基本理念 ④基本原則 ⑤条例の位置づけ

理念・原則を受けた制度

第2章 情報共有

- ⑥情報の共有 ⑦情報の提供
⑧説明責任 ⑨情報公開
⑩個人情報保護 ⑪町民の意見等
⑫会議の公開

第3章 町民参加

- ⑬町民参加の基本 ⑭町民参加の対象
⑮町民参加の方法
⑯提出された意見等の取り扱い
⑰審議会等の委員の選任
⑱美瑛町まちづくり委員会の専任

第4章 住民投票

- ⑲住民投票
⑳住民投票の請求等

制度の担い手の具体化

第5章 町民

- ⑲町民の権利 ⑳町民の役割
㉑子どもの権利 ㉒事業者の役割

第7章 議会

- ㉓議会の役割 ㉔議会の権限
㉕議会の責務 ㉖議員の責務
㉗町民との情報共有と町民参加

第8章 行政

- ㉘町長の責務 ㉙行政の責務
㉚職員の責務

第6章 協働・コミュニティ

- ㉛協働 ㉜コミュニティの役割
㉝町民とコミュニティ ㉞行政とコミュニティ

第9章 行政運営

- ㉟総合計画 ㊱まちづくり評価
㊲評価の公表 ㊳財政運営
㊴行政手続 ㊵政策法務
㊶危機管理 ㊷出資法人

条例の維持発展の制度

第10章 連携・協力

- ㊸町外の人々との連携及び協力 ㊹国及び北海道との連携及び協力
㊺他の市町村等との連携及び協力

第11章 条例の見直し等

- ㊻条例等の見直し ㊼美瑛町自治推進委員会の設置

第12章 雑則

- ㊽施行規定

- 第1章 総則
- 第2章 情報共有
- 第3章 町民参加
- 第4章 住民投票
- 第5章 町民
- 第6章 協働・コミュニティ
- 第7章 議会
- 第8章 行政
- 第9章 行政運営
- 第10章 連携・協力
- 第11章 条例の見直し等
- 第12章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、美瑛町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的事項と仕組みを定めることによつて、町民主体の自治を実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する者(以下「住民」といいます。)、町内で働く者、町内で学ぶ者及び事業者をいいます。
- (2) 事業者 町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。
- (3) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 町政 議会と行政が担う自治の活動をいいます。
- (5) コミュニティ 町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。

(基本理念)

第3条 町民、議会及び行政は、美瑛町町民憲章の精神を尊重するとともに、町民が誇れる住み良いまちの実現を図ることを基本理念とし、町民主体の自治を推進します。

(基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、美瑛町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 町民参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加の下に行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、協働して地域課題の解決を図ります。
- (5) 多様性尊重の原則 町民、議会及び行政は、年齢、性別、国籍、障がいの有無、その他多様性を尊重します。

(条例の位置づけ)

第5条 この条例は、美瑛町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び行政は、この条例を最大限に尊重します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、美瑛町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的事項と仕組みを定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

→条例制定の目的やどういったことを実現したいのかを明記

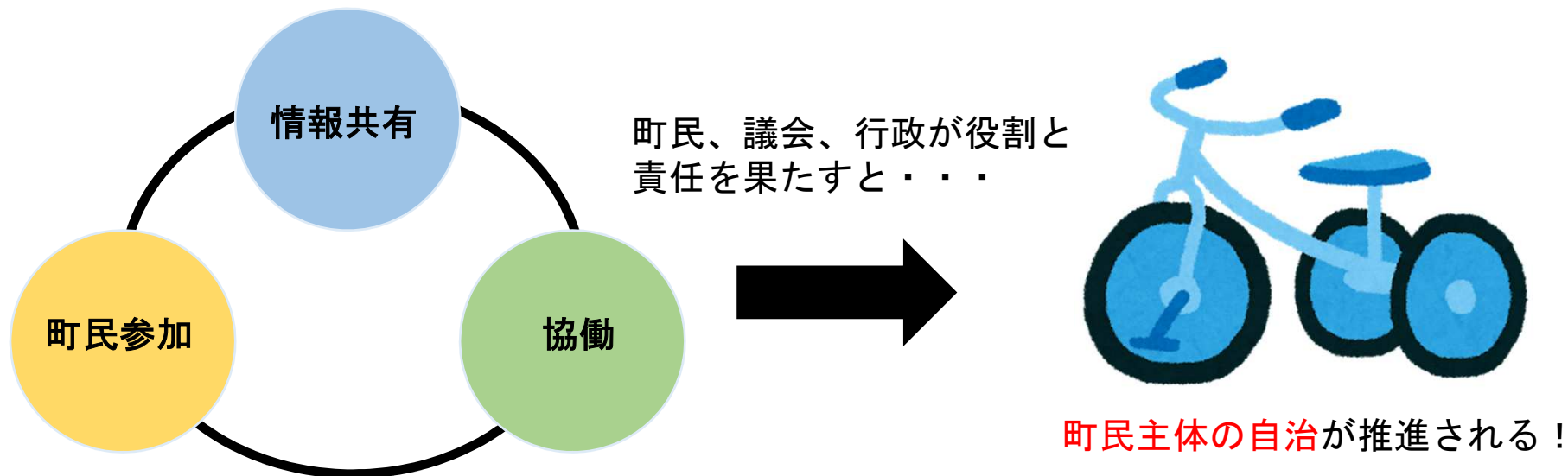
(基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、美瑛町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 町民参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加の下に行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、協働して地域課題の解決を図ります。
- (5) 多様性尊重の原則 町民、議会及び行政は、年齢、性別、国籍、障がいの有無、その他多様性を尊重します。

→町民主体の自治を推進するための基本原則を明記

第1章 総則



情報共有・町民参加・協働

町民・議会・行政

キーワードは・・・

“3者で3原則”

第2章 情報共有

(情報の共有)

第6条 町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、互いに町政に関する情報を伝え合い、共有します。

(情報の提供)

第7条 議会及び行政は、開かれた町政を推進するため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供します。

(説明責任)

第8条 行政は、公正で開かれた町政を推進するため、町民から説明を求められた場合には、町の政策及び施策の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に分かりやすく説明します。

(情報公開)

第9条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美瑛町情報公開条例(平成15年美瑛町条例第2号)の規定により、情報を公開します。

(個人情報保護)

第10条 議会は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年美瑛町条例第27号)の規定により、適切な保護を図ります。

2 行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。)の規定により、適切な保護を図ります。

(町民の意見等)

第11条 議会及び行政は、町民の意見、提言及び要望に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、町政への反映に努めます。

2 議会及び行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を町民に公表します。ただし、規則で定める場合は除きます。

(1) 意見等の内容

(2) 意見等の検討結果及びその理由

3 議会及び行政は、提出された意見等の検討経過について記録し、適切に管理します。

(会議の公開)

第12条 議会は、本会議を原則公開し、委員会その他の会議を美瑛町議会委員会条例(昭和62年美瑛町条例第2号)、美瑛町議会議事規則(昭和62年美瑛町議会議事規則第1号)及び別に定めるところにより公開します。

2 行政は、附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」といいます。)の会議を町民に公開します。

3 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないとき、非公開とすることができます。

第2章 情報共有

(情報の共有)

第6条 町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、互いに町政に関する情報を伝え合い、共有します。

→町民のみなさんから地域課題等、情報を伝えていただき、双方で情報のやりとりをしていくことが大切です。

(情報の提供)

第7条 議会及び行政は、開かれた町政を推進するため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供します。

→“分かりやすく”情報を町民のみなさんに提供し、町のことを知ってもらい、興味を持ってもらえるようにします。

「情報なくして、参加なし」

第3章 町民参加

(町民参加の基本)

第13条 町民は、美瑛町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

- 2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮します。
- 5 議会及び行政は、満18歳未満の者(以下「子ども」といいます。)に対し、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加する機会を確保します。

(町民参加の対象)

第14条 行政は、次の各号に掲げる事項を実施するときは、町民参加を求めます。

- (1) 美瑛町まちづくり総合計画(以下「総合計画」といいます。)の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
 - (2) 政策に関する基本方針の制定並びに町民の権利及び役割に関する条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 広く町民が利用する町の施設の新設、改良又は廃止の決定
 - (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
 - (5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
 - (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
 - (7) 前各号のほか、町民参加が望ましいと思われる事項
- 2 行政は、軽微な事項、法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより、町民参加を求めることが困難若しくは不相当である事項については、町民参加を求めないことができます。

(町民参加の方法)

第15条 行政は、前条第1項に規定する各号の事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めます。

- (1) 審議会等の会議の開催
- (2) 意見交換会の開催
- (3) 町民コメント制度(パブリックコメント)の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

(提出された意見等の取扱い)

第16条 行政は、前条に規定する町民参加の方法によって寄せられた意見等を総合的に検討します。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の各号の事項を町民に公表します。ただし、個人情報保護法の規定により公表することが適当でない認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由
(審議会等の委員の選任)

第17条 行政は、行政運営に公平で、かつ、広く町民の意見等が反映されるよう、規則で定める場合を除き、次の各号に掲げる事項に配慮し審議会等の委員を選任します。

- (1) 定数の一部に公募による委員を含めます。
- (2) 委員の年齢、性別等の均衡を図ります。
- (3) 他の審議会等との重複を必要最小限にします。
(美瑛町まちづくり委員会の設置)

第18条 町長は、まちづくりへの町民参加を推進するため、美瑛町まちづくり委員会を設置します。

2 美瑛町まちづくり委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第3章 町民参加

(町民参加の基本)

第13条 町民は、美瑛町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。

3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。

4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないように配慮します。

5 議会及び行政は、満18歳未満の者(以下「子ども」といいます。)に対し、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加する機会を確保します。

→町民のみなさんは自治の主体で、町政に参加し、議会と行政は町民のみなさんの声を大切に町政を進めます。

(町民参加の方法)

第15条 行政は、前条第1項に規定する各号の事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めます。

(1) 審議会等の会議の開催

(2) 意見交換会の開催

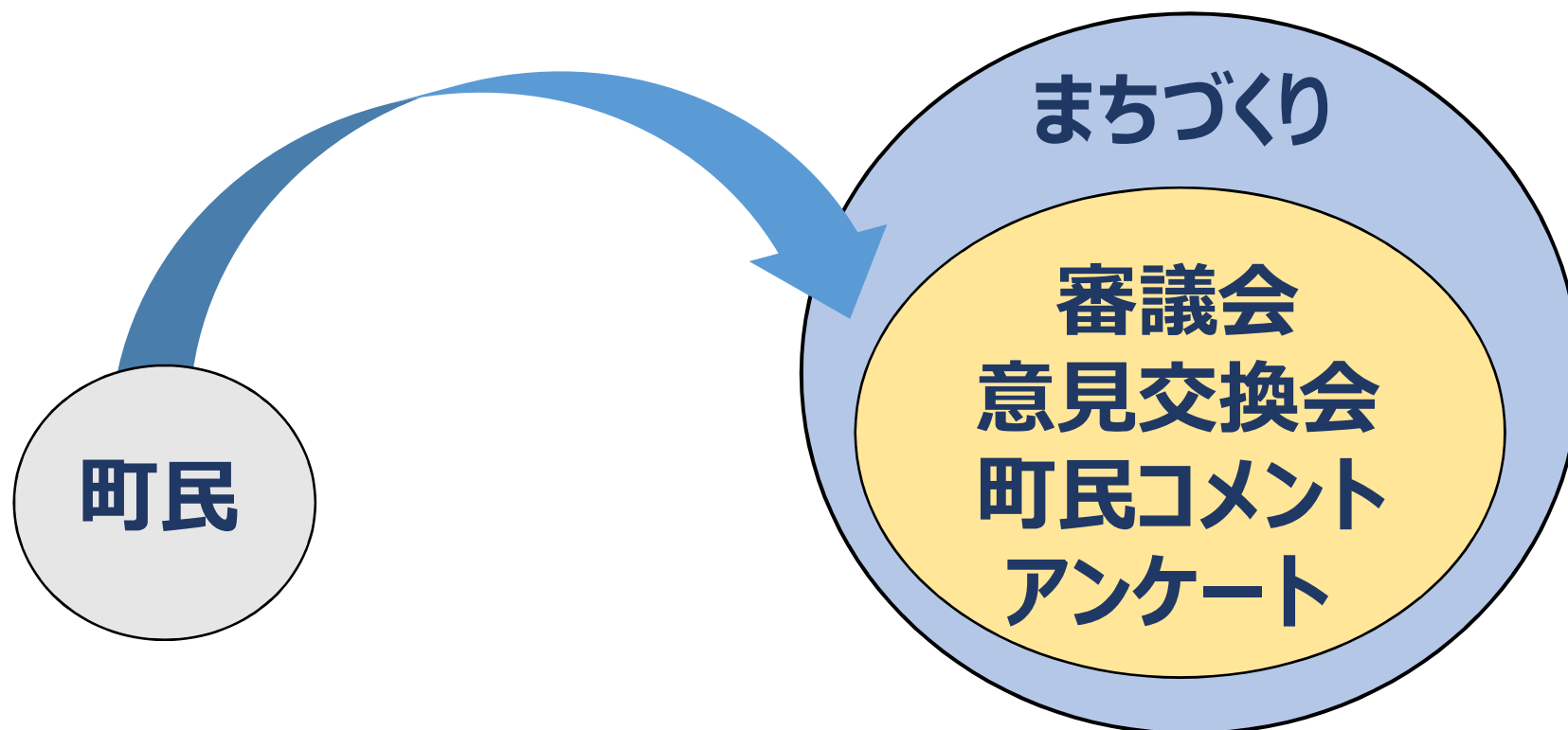
(3) 町民コメント制度(パブリックコメント)の実施

(4) アンケート調査の実施

(5) その他適切な方法

→さまざまな方法で町政へ意見を届けることができます。

第3章 町民参加



みんなで一緒にまちづくり！！

第5章 町民

(町民の権利)

第21条 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

- 2 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

(町民の役割)

第22条 町民は、自治の主体であることを認識し、自治を推進するために、主体的かつ積極的に町政へ参加することに努めます。

- 2 町民は、町政へ参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。
- 3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。

(子どもの権利)

第23条 子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有します。

- 2 子どもは、地域社会の一員として、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民、議会及び行政は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行います。

(事業者の役割)

第24条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、互いに調和を図り、まちの発展のために寄与するよう努めます。

第11章 条例の見直し等

(条例等の見直し)

第48条 町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、美瑛町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、次条に定める美瑛町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

(美瑛町自治推進委員会の設置)

第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美瑛町自治推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

→行政への参加状況及び条例の運用状況等を審議する

住み良いまち美瑛を・・・

美瑛町自治基本条例をより良いものにする

